

那須塩原市歯及び口腔の健康づくり推進条例

(目的)

**第1条** この条例は、歯及び口腔(くう)の健康づくりに関し、基本理念を定め、市、市民及び歯科医師等の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策の推進を図り、もって生涯を通じた市民の健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者をいう。
- (2) 歯科医師等 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者をいう。
- (3) 歯科保健医療サービス 歯科医療、歯科検診、歯科保健指導その他の歯及び口腔の健康づくりに資するサービスをいう。

(基本理念)

**第3条** 歯及び口腔の健康づくりは、生涯にわたる心身の健康の保持及び増進に欠くことのできないものであり、脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病その他生活習慣病の予防に資することに鑑み、市民の日常生活における自主的な取組を促すとともに、保健、医療、福祉、教育その他関連する施策との連携を図りながら推進しなければならない。

(市の役割)

**第4条** 市は、前条に定める基本理念に基づき、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を実施するものとする。

(市民の役割)

**第5条** 市民は、歯及び口腔の健康づくりに関する知識及び理解を深めるよう努めるものとする。

- 2 市民は、日常生活における適切な口腔清掃により歯科疾患を予防するとともに、歯科検診、歯科医療及び保健指導を定期的に行うことにより、歯及び口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

(歯科医師等の役割)

**第6条** 歯科医師等は、良質かつ適切な歯科保健医療サービスを提供するとともに、市が実施する歯及び口腔の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の実施)

**第7条** 市は、第4条の規定により、次の施策を実施するものとする。

- (1) 歯及び口腔の健康づくりに関する情報を収集し、市民に広く周知すること。
- (2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期に応じ、歯科疾患の予防並びに口腔機能の維持及び向上のための取組を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりの推進を図るために必要な施策に関するすること。

(基本計画)

**第8条** 市長は、前条の施策を総合的に実施するための計画を定めるものとする。ただし、当該計画は、健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の市町村健康増進計画をもって代えることができる。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。